



# 建廃協NEWS70号

## 新春セミナー開催

建廃協では平成31年1月29日に毎年恒例の「新春セミナー・新春交歓会」を飯田橋のホテルグランドパレスにて開催しました。

今回のセミナーでは、特定社会保険労務士の望月由佳先生に『「働き方改革」に伴う労働基準法改正—就業規則見直しのポイント—』と題し、①残業時間の上限の規制 ②年5日間の年次有給休暇付与の義務付け ③労働時間の客観的な把握の義務付けについて重点的にご説明をいただきました。

①の部分では、中小企業は2020年から時間外労働が、「年720時間以内」「月100時間未満」「2～6ヵ月平均が全て80時間以内」「月45時間を超えるのは年6ヵ月まで」に規制されます（自動車運転手は2024年から年960時間以内、その他規制なし）ので、36協定をきちんと締結することが重要となります。

②では、年次有給休暇が10日以上付与される労働者すべてに、使用者が時季を指定して取得させることが義務化されますので、適切な管理が必要となります。

③では、管理監督者やみなし労働時間制の社員も、労働時間の状況を客観的な方法で把握しなければならなくなるのが具体的に説明されました。管理監督者は時間外手当や休日手当の支払い対象外ですが、健康管理の観点から労働時間の状況を管理することは必要となります。ここで注意しなければならないことは、管理監督者は、経営者と一体で、裁量権を持ち、それに見合った処遇がされているかで判断されます。そうでなければ、部長、課長の肩書を持っていても「名ばかり管理職」とみなされ、時間外手当の対象となりますので注意が必要です。また、みなし労働時間制の社員でも、労働時間を把握し、みなし時間を超えたら時間外手当を支給しなければならないため、労働時間管理が必要との解説を頂きました。

後半では労基の是正勧告事例等のご紹介もあり、とてもためになる講演でした。

講演される望月先生

最後に、この「働き方改革」は何のためにあるのか？何故できた法律なのか？を考えて、会社や社員にとって本物の「はた楽」かた改革を目指してほしいとのお言葉が印象に残りました。私も、社員のためになる働き方改革を実行して、労働生産性が向上するような制度を構築しようと、改めて感じる1日となりました。

建設廃棄物協同組合 副理事長 浅尾 洋和



# 新春交歓会開催



続いて新春交歓会へと移ります。

まずは建設廃棄物協同組合、島田理事長の開会挨拶で幕開け致しました。

挨拶の中では建設廃棄物業界の現状が伝えられ、2つの課題が挙げられました。中国の輸入規制での影響から廃プラスチックや可燃系の廃棄物が国内に滞留し、二次処理・三次処理先での処分費の高騰と、働き方改革を含めて規制が強化される事により、更なる人材確保の難しさです。正月早々厳しい話となりましたが、「建廃協でしか出来ない事、建廃協だからこそやれること」を追求し、協力して打開したいと考えていますと結ばれました。

続きまして日建連から参加いただいた田邊様、中島様が紹介され、代表して田邊様より、次の3つのお話を頂きました。

「まず、建設泥土改良土については、利用促進を目的に環境省のモデル事業を実施しており、現場からも品質がよく概ね好評との声をいただいている。

次に、働き方改革、人材不足に対しては、お互いに協力して地道に努力していく必要があります。例えば廃棄物の品目やマニフェストの管理方法の統一化などによって労力の削減が出来るでしょう。また収集運搬なども各社が統一出来れば更なる削減なども可能と考えます。

最後に、現在環境省が優良認定制度の見直しを行っています。その中で2次処理先の“見える化”を議論されている。建廃協ではすでに自主管理システムとして行っているの、更なる“アピールポイント”を強く出せるような方向に進んでいます。」

以上貴重なお話を頂きました。

続いて田邊様の音頭で乾杯し、会場に会話の花が広がっていきました。今年は特に余興は設けておりませんでした。楽しい時間は瞬く間に過ぎ、伊勢副理事長の中締めでお開きとなりました。

株式会社共同土木 河川 伸治

田邊様



島田理事長



伊勢副理事

